

提案型ネーミングライツパートナー募集要項

大阪港湾局では、所管する港湾施設等の中から愛称をつけたい施設を自ら選んで、ネーミングライツ料とともに提案いただくという手法として、「提案型ネーミングライツ」を募集いたします。

1 はじめに

本募集により、民間企業の豊かな発想力で行政と民間の協働により施設の魅力を高めてまいりたいと考えており、施設の選定や提供いただく対価、ご希望の特典など、ネーミングライツパートナーになっていただく皆様のニーズに合った貢献のあり方をご提案いただきます。

本募集は、年間を通じ、いつでも相談・応募を受け付けますので、応募いただく皆様の業績向上やイメージアップにも寄与するような提案をお待ちしております。

ネーミングライツは、単なる企業広告ではなく、地域に貢献するという姿勢を明らかにすることにより、企業のイメージの向上が図れる取り組みです。貴社の得意分野での作業など市民サービスの向上につながる提案も受け付けておりますので、ネーミングライツをご取得いただき、地域貢献企業としての広告宣伝活動を行いませんか。

2 目的及び概要

本市では、新たな収入を得るとともに、企業等と協働して市民サービスの向上や地域の活性化を図るため、公共施設にネーミングライツの導入を進めております。

大阪港湾局においては、さらなるネーミングライツの導入を図るため、対象施設自体を愛称や金額とともに提案していただく手法の提案型ネーミングライツのパートナーを随時募集します。

なお、ネーミングライツ料は、ネーミングライツパートナーの意思を尊重のうえ、当局所管施設の維持管理に活用します。

3 施設の概要

本市所管の港湾施設等を対象とします【別紙資料のとおり】

- ・岸壁（大阪港全域）
- ・荷さばき地（大阪港全域）
- ・船客上屋（天保山船客上屋、咲洲国際船客上屋）
- ・船客待合所（天保山西、桜島浮棧橋）
- ・防潮堤（大阪港全域）
- ・護岸（大阪港全域）
- ・橋梁（常吉大橋ほか）
- ・歩道橋（大阪港湾局所管歩道橋 各所）
- ・大阪港咲洲トンネル
- ・臨港道路（大阪港湾局所管臨港道路 各所）
- ・臨港緑地（港湾局所管臨港緑地 各所）

※ 複数施設の組合せについても提案可とします。

4 ネーミングライツ契約期間

原則として 3 年以上の期間で提案してください。ネーミングライツ期間の始期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議することとします。

なお、契約期間終了前にネーミングライツパートナーから更新の申出があったときは、選定会議の審査を経て、優先交渉権を付与し更新可能といたします。

5 ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

※ 金銭による対価が全てではなく、例えば、役務の提供やボランティア清掃、施設で利用可能な製品のご提供等、ノウハウやアイデアを活かした提案も受け付けます。
その場合は、金銭に換算したときの相当金額で提案してください。

なお、役務提供等における提案相当額は、本市において別途評価します。

6 ネーミングライツ料以外の費用負担

施設名称の標示（看板等）を愛称に変更あるいは新設していただきます。この変更や新設に伴う経費（関係機関への手続きにかかる経費含む。）、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツパートナーに負担していただきます。

7 応募資格

ネーミングライツパートナーとして本市と契約を希望する法人または個人とします。次の各号に定める業種又は事業者はネーミングライツパートナーへ応募することができません。（広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人が次の各号に定める業種又は事業者に該当する場合も応募することができません。）

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ② 消費者金融
- ③ 商品先物取引に関するもの
- ④ たばこ
- ⑤ ギャンブルにかかるもの
- ⑥ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑧ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑨ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。

- ⑩ 探偵事務所等の調査会社
- ⑪ 営業形態に依りて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ等
- ⑫ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- ⑭ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- ⑮ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ⑯ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ⑰ 市税を滞納している事業者

8 ネーミングライツ付与の条件

(1) 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが付けることができる愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。

施設の愛称として、法人名や商品名等を付けることが可能です。

※ 咲州（南港）地区、舞洲地区及びコスモスクエア地区まちづくり要綱の適用範囲内で広告物を設置する場合は、各地区の要綱・同実施基準に適合するものとします。

(2) ネーミングの条件

ア 文字制限等

愛称は、原則として 20 文字以内で付けてください。施設によっては、愛称に含めてほしい文字を示す場合があります。

イ 愛称は、次に掲げるもののいずれにも該当しないように付けてください。なお、提案いただいた愛称について、本市と協議を行っていただく必要のある場合があります。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ③ 人権侵害となるもの
- ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- ⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
- ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
- ⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有料若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- ⑨ 当該名称に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
- ⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの

- ⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑫ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑭ 個人の氏名

9 パートナーメリット等

ポスターやイベントプログラム等、各種印刷物への企業名や商品名の広告掲載。

10 提案方法等

(1) 事前相談

提案型ネーミングライツの取得を希望する際は、応募する前に必ず事前相談を行ってください。

提案型ネーミングライツは、対象施設を限定しないで公募を行う提案の自由度を高めた手法を採っておりますが、施設の中にはネーミングライツの導入が適さないものもあります。この事前相談により、ネーミングライツの導入の適否を施設所管課と協議のうえ、ネーミングライツの導入が可能な施設にのみ応募していただくこととなります。

事前相談は次のような内容の事前確認等を含みます。

(例)

表示方法

- ・ 条例上の使用許可等が必要ではないか。
- ・ 施設の機能に著しい影響を及ぼさないか
- ・ 特定の使用者が利用する施設ではないか
(施設使用者の承認が必要となる場合あり。)
- ・ 他の標識等と誤認させる内容ではないか。
- ・ 近隣の地域名や施設所在地等の誤認させる内容ではないか。
- ・ 市民に混乱をきたさないか。
- ・ 咲洲（南港）地区、舞洲地区、コスモスクエア地区の各地区のまちづくり要綱及びまちづくり要綱実施基準に適しているか。
- ・ 関係機関等への必要な手続きはないか。(必要とする場合は、ネーミングライツパートナーに実施していただくこととなります。)

平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までにあらかじめ電話連絡のうえ、大阪港湾局総務課へ、「事前相談申込書」を記入のうえ持参ください。

(2) 提案（応募書類の受付）

応募書類の受付期間 : 平成 28 年 12 月 20 日（火）から随時受け付けます。
(平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで)

上記(1)の事前相談を行ったうえ、大阪港湾局総務課まで応募書類を持参または郵送してください。

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビルITM 棟 10 階
大阪港湾局 総務課 宛

持参の場合の受付時間：9:00～12:15、13:00～17:30（土日祝日除く）

(3) 応募書類の作成等

ア 応募書類は、6 頁〈応募書類一覧〉に記載する書類となります。各 1 部を提出してください。

イ 応募書類以外に書類の提出をお願いすることがあります。

ウ 応募書類の作成に要する経費は応募者負担とします。

エ 応募書類は返却しません。

(4) 応募書類受付の告知

応募書類受付後、市のホームページで、応募施設について概ね 1 か月間告知します。

告知期間中に同一施設に複数応募があった場合には、当該応募も併せて選考します。

11 選考方法

(1) 選考方法

ア 第 1 次審査

応募者が応募資格を備えているかについて要件審査を行います。要件を備えていない応募を第 2 次審査の対象外とします。

イ 第 2 次審査

ネーミングライツパートナー候補としての評価については、選定会議において主に次の項目を審査します。一定以上の評価を得た応募の申込者を契約締結候補者とします。

(ア) 応募価格の適否

※ 対象施設等に提供する役務や物品等の提案は、本市において金銭に換算した相当金額を評価します。

(イ) 契約期間の適否

(ウ) 愛称案の適否

(エ) 市民サービスの向上及び地域の活性化への貢献度

(2) 選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3) 契約締結候補者と個別にネーミングライツ付与契約の締結に係る協議を行い、本市及び契約締結候補者双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツパートナーとして決定します。なお、別添の契約書案については、あくまでも基本例であり、契約内容に応じたもので締結します。

- (4) 決定したネーミングライツパートナーについては、大阪市の広報媒体を通じて公表します。なお、応募内容及び選考結果等については、大阪市情報公開条例（平成13年大阪府条例第3号）の定めるところにより、公開されることがあります。

12 ネーミングライツ料の支払い等

(1) 金銭による対価の場合

ネーミングライツ料は、1年分を一括して、愛称の使用を開始する日が含まれる月（次の例では、毎年4月）にお支払いください。

例：愛称の使用期間が平成29年4月1日～平成32年3月31日の契約の場合

【初年度】平成29年4月1日～平成30年3月31日分のネーミングライツ料

⇒ 平成29年4月1日～平成29年4月30日に支払う。

【次年度】平成30年4月1日～平成31年3月31日分のネーミングライツ料

⇒ 平成30年4月1日～平成30年4月30日に支払う。

【次々年度】平成31年4月1日～平成32年3月31日分のネーミングライツ料

⇒ 平成31年4月1日～平成31年4月30日に支払う。

(2) 役務提供等の場合

金銭を伴わない役務提供等については、実施後その都度、実施報告書を提出いただきます。

〈応募書類一覧〉

(法人の場合)

1	提案型ネーミングライツパートナー応募申込書
2	愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要がわかるもの
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
4	会社概要及び直近の決算報告書
5	印鑑証明書（法人の代表者印）
6	納税に関する証明書 ※

(個人の場合)

1	提案型ネーミングライツパートナー応募申込書
2	愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要がわかるもの
3	印鑑証明書
4	納税に関する証明書 ※

※市税事務所及び府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から3か月以内のものに限る））

※税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3か月以内のものに限る）

提出部数 : 2部【原本1部／写し1部】

13 連絡・問合せ先【申し込み・手続き】

大阪港湾局総務部総務課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATCビルITM 棟 10 階

電話：06-6615-7704 FAX：06-6615-7719

e-mail：na0001@city.osaka.lg.jp

施設の詳細については、各担当へお問い合わせください。

【岸壁、船客上屋、船客待合所】

大阪港湾局 海務課（海務・埠頭） 06-6572-4033

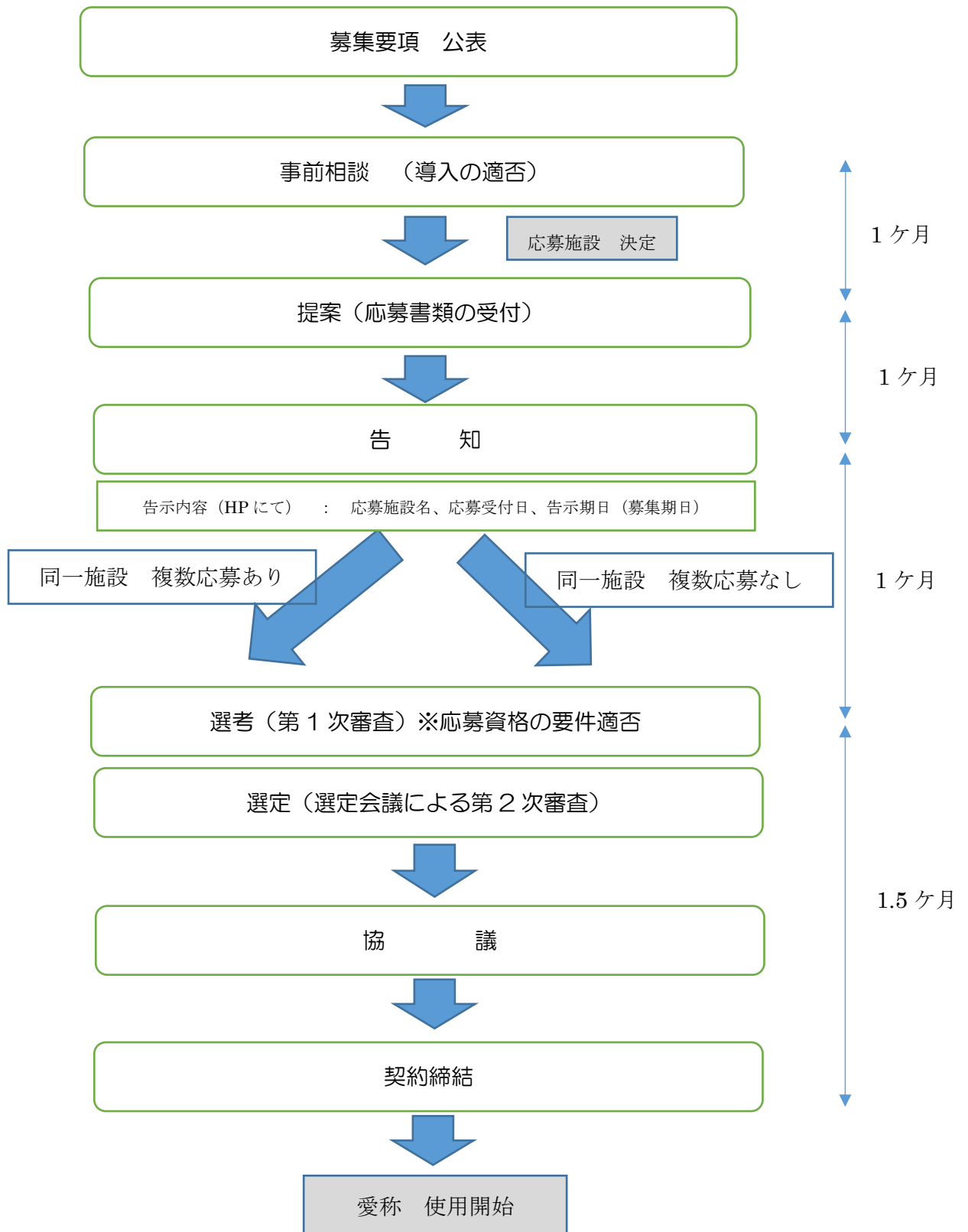
【護岸、防潮堤】

大阪港湾局 海務課（防災保安） 06-6572-2691

【橋梁、歩道橋、大阪港咲洲トンネル、道路、緑地】

大阪港湾局 施設管理課 06-6572-2674

提案型ネーミングライツの流れ



別紙資料

対象施設は次のとおりであり、単体あるいは複合（組合せ自由）により、ご提案ください。

・岸壁（大阪港全域）	
常吉岸壁	大阪市此花区常吉 2 丁目
北港岸壁	大阪市此花区北港 2 丁目
桜島岸壁	大阪市此花区桜島 2 丁目
梅町西岸壁	大阪市此花区梅町 2 丁目
北港白津岸壁	大阪市此花区北港白津 1 丁目地先
安治川突堤南岸壁	大阪市港区弁天 6 丁目地先
安治川突堤西岸壁	同上
安治川突堤北岸壁	同上
安治川突堤基部岸壁	大阪市港区弁天 5 丁目地先
大阪港サイロ岸壁	大阪市港区石田 2 丁目地先
安治川第 1 号岸壁	大阪市港区港晴 5 丁目地先
安治川第 3 号岸壁	大阪市港区石田 2 丁目地先
天保山東岸壁	大阪市港区築港 3 丁目地先
天保山岸壁	大阪市港区築港 3 丁目地先及び海岸通 1 丁目地先
天保山西岸壁	大阪市港区海岸通 1 丁目
中央突堤北岸壁	大阪市港区海岸通 1 丁目地先
第 1 号岸壁	大阪市港区海岸通 2 丁目地先
第 2 号岸壁	大阪市港区海岸通 3 丁目地先
第 3 号岸壁	同上
第 5 号岸壁	同上
第 6 号岸壁	大阪市港区海岸通 4 丁目地先
第 7 号岸壁	同上
第 8 号岸壁	同上
第 11 号岸壁	大阪市大正区北恩加島 2 丁目地先及び北村 3 丁目地先
西島栈橋	大阪市此花区西島 5 丁目地先
天保山運河第 1 号はしけ栈橋	大阪市港区八幡屋 3 丁目地先
天保山運河第 2 号はしけ栈橋	大阪市港区築港 3 丁目地先
天保山運河第 3 号はしけ栈橋	大阪市港区港晴 5 丁目地先
天保山運河第 4 号はしけ栈橋	同上
天保山運河第 5 号はしけ栈橋	同上
大正第 1 突堤西岸壁	大阪市大正区小林西 1 丁目地先
大正第 1 突堤南岸壁	同上
大正第 1 突堤北岸壁	同上

鶴浜岸壁	大阪市大正区鶴町 2 丁目地先
鶴浜南岸壁	大阪市大正区鶴町 2 丁目
大正内港はしけ棧橋	大阪市大正区千島 3 丁目地先
尻無川棧橋	大阪市大正区北恩加島 1 丁目地先
A 岸壁	大阪市住之江区南港南 3 丁目
B 岸壁	同上
D 岸壁	同上
E 岸壁	大阪市住之江区南港南 2 丁目
F7 岸壁	大阪市住之江区南港南 5 丁目
F8 岸壁	同上
G 岸壁	大阪市住之江区南港東 4 丁目
I 岸壁	大阪市住之江区南港東 5 丁目及び南港中 7 丁目
J 岸壁	大阪市住之江区南港南 6 丁目
K 岸壁	大阪市住之江区南港南 5 丁目及び 7 丁目
R 岸壁	大阪市住之江区南港北 3 丁目
南港 C6 岸壁	大阪市住之江区南港中 7 丁目及び 7 丁目地先
南港 C7 岸壁	同上
南港 1・2 区西南岸壁	大阪市住之江区南港南 2 丁目地先
オズ岸壁	大阪市住之江区南港北 2 丁目及び南港中 8 丁目
・荷さばき地（大阪港全域）	
中央ふ頭地区荷さばき地	大阪市港区海岸通 1 丁目及び 2 丁目
第 1・2・3 突堤地区荷さばき地	大阪市港区海岸通 3 丁目及び 4 丁目
安治川内港地区荷さばき地	大阪市港区弁天 5 丁目及び 6 丁目並びに石田 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目並びに港晴 2 丁目及び 5 丁目
安治川左岸地区荷さばき地	大阪市港区波除 6 丁目及び弁天 6 丁目
天保山運河地区荷さばき地	大阪市港区港晴 2 丁目、福崎 2 丁目及び海岸通 4 丁目
尻無川右岸地区荷さばき地	大阪市港区南市岡 1 丁目、2 丁目及び 3 丁目並びに市岡 3 丁目及び 4 丁目
桜島地区荷さばき地	大阪市此花区桜島 3 丁目
梅町地区荷さばき地	大阪市此花区梅町 1 丁目及び 2 丁目
常吉地区荷さばき地	大阪市此花区常吉 2 丁目
北港地区荷さばき地	大阪市此花区北港 2 丁目
北港白津地区荷さばき地	大阪市此花区北港白津 1 丁目
大正内港突堤地区荷さばき地	大阪市大正区北恩加島 1 丁目、2 丁目及び北村 3 丁目
大正第 1 突堤地区荷さばき地	大阪市大正区小林西 1 丁目
大正第 2 突堤地区荷さばき地	大阪市大正区小林西 2 丁目及び南恩加島 5 丁目
鶴町地区荷さばき地	大阪市大正区鶴町 4 丁目
平林南地区荷さばき地	大阪市住之江区平林南 1 丁目
南港 A 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南 3 丁目
南港 B 地区荷さばき地	同上
南港 D 地区荷さばき地	同上

南港 E 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南 2 丁目
南港 F 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南 2 丁目及び 5 丁目
南港 G 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港東 4 丁目
南港 I 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港東 5 丁目及び 6 丁目
南港 J 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南 6 丁目
南港 K 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港南 7 丁目
南港 L 地区基部荷さばき地	大阪市住之江区南港中 8 丁目
南港中心頭南地区荷さばき地	大阪市住之江区南港中 7 丁目
南港 C1 地区西荷さばき地	大阪市住之江区南港東 5 丁目
南港 C8 地区南荷さばき地	大阪市住之江区南港東 9 丁目
南港 C9 地区南荷さばき地	同上
南港 Q 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港中 6 丁目
南港 R 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港北 2 丁目及び 3 丁目
南港 KF 地区荷さばき地	大阪市住之江区南港北 1 丁目
・ 船客上屋	
天保山船客上屋	大阪市港区築港 3 丁目 11 番 8 号
咲洲国際船客上屋	大阪市住之江区南港北 1 丁目
・ 船客待合所	
天保山西岸壁船客待合所	大阪市港区海岸通 1 丁目 101
桜島浮棧橋船客待合所	大阪市此花区桜島 1 丁目地先
・ 護岸	
常吉護岸	大阪市此花区常吉 2 丁目地先
常吉町南護岸	同上
舞洲地区護岸	大阪市此花区北港緑地 1 丁目及び 2 丁目並びに北港白津 1 丁目及び 2 丁目地先
夢洲地区 K 護岸	大阪市此花区夢洲東 1 丁目地先
夢洲地区 J 護岸	同上
南港北地区護岸	大阪市住之江区南港北 1 丁目及び 2 丁目地先
南港北中心頭西護岸	大阪市住之江区南港北 3 丁目地先
南港西護岸	大阪市住之江区南港中 1 丁目及び 7 丁目地先
南港中 1 丁目護岸	大阪市住之江区南港中 1 丁目地先
南港南中心頭北護岸	大阪市住之江区南港南 7 丁目地先
南港南中心頭東護岸	大阪市住之江区南港南 4 丁目及び 5 丁目地先
南港南中心頭南護岸	大阪市住之江区南港南 4 丁目地先
南港南中心頭西護岸	大阪市住之江区南港南 7 丁目地先
南港魚つり園護岸	大阪市住之江区南港南 6 丁目地先
南港東護岸	大阪市住之江区南港東 1 丁目、3 丁目及び 4 丁目地先
南港南護岸	大阪市住之江区南港南 1 丁目地先
平林護岸	大阪市住之江区南港東 1 丁目地先
鶴浜地区北側護岸	大阪市大正区鶴町 3 丁目及び 4 丁目地先

鶴浜地区南側護岸	大阪市大正区鶴町 2 丁目地先
鶴浜地区西側護岸	大阪市大正区鶴町 3 丁目地先
夢洲地区 F 廃棄物埋立護岸	大阪市此花区夢洲東 1 丁目地先
夢洲地区 G 廃棄物埋立護岸	同上
夢洲地区 H 廃棄物埋立護岸	同上
新島地区北廃棄物埋立護岸	阪神港大阪区第 6 区
新島地区東廃棄物埋立護岸	同上
新島地区南廃棄物埋立護岸	同上
新島地区西廃棄物埋立護岸	同上
<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤 	
別紙のとおり	
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁及び歩道橋 	
南港大橋(東橋)、南港大橋(西橋)、かもめ大橋、平林大橋、柴谷橋、正平橋、此花大橋、新木津川大橋、常吉大橋、夢舞大橋、平林 4 号橋、平林 5 号橋、はばたきの橋、ふなで橋、咲洲コスモ西線運河橋、咲洲コスモ 1 号線運河橋、咲洲コスモ 2 号線運河橋、咲洲コスモ 3 号線運河橋、咲洲コスモ 10 号線運河橋、咲洲国際フェリー線運河橋、咲洲であい橋、咲洲ふれあい橋、マリブリッジ、港区海岸通 1・2 丁目歩道橋、フェリー幹線道路横断歩道橋、フェリーターミナル駅周辺歩廊橋	
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪港咲洲トンネル 	
<ul style="list-style-type: none"> ・臨港道路 	
常吉 1 号線～9 号線、常吉 11 号線、常吉 13 号線、常吉 14 号線、北港 1 号線～4 号線、梅町 1 号線～3 号線、桜島 1 号線～8 号線、築港 1 号線～7 号線、海岸通 1 号線～13 号線、港晴 1 号線～10 号線、福崎 2 号線～8 号線、石田 1 号線～14 号線、弁天 1 号線～2 号線、弁天 4 号線～5 号線、大正内港 1 号線～21 号線、鶴町 1 号線～4 号線、鶴町 6 号線～11 号線、鶴浜 1 号線、鶴浜 2 号線、北埠頭 1 号線～4 号線、北埠頭幹線、北埠頭東西線、中埠頭幹線(北)、中埠頭幹線(南)、中埠頭北岸支線、中埠頭北支線、中埠頭南支線、中埠頭南支線 1 号線、中埠頭東線、中埠頭西線、中埠頭東西線、中埠頭中線、南埠頭幹線、南埠頭東線、南埠頭西線、南埠頭南線、南埠頭北線、南埠頭中線、南埠頭 1 号線～5 号線、内貿西支線 1 号線～3 号線、内貿東支線 1 号線～6 号線、内貿北支線 1 号線、フェリー支線 1 号線～3 号線、フェリー幹線、内貿幹線、内貿東線、内貿西線、内貿北線、コスモ中央線(東)、中埠頭北岸支線 2 号線、コスモ東線(南)、コスモはばたき通り、コスモ 1 号線～10 号線、コスモ北線、コスモ中央線、コスモ南線(東)、コスモ南線(西)、コスモ西線、コスモ国際フェリー線、コスモ駅アプローチ線、コスモ駅前線(ロータリー)、中埠頭中(南北)支線、コスモ 7 号線支線、南埠頭 6 号線、4 住区西緑道、4 住区東緑道、1 住区西緑道、1 住区東緑道、1 住区南緑道、1 住区東支線、住宅東西線、3 住区北線、3 住区東線、3 住区南線、3 住区緑道、2 住区西線、2 住区東線、2 住区南線、2 住区北線、2 住区北緑道、2 住区西緑道、環状南線、環状南支線、環状東線、環状北線、環状西線、シャーリング南線、システムハウス南線、システムハウス西線、2 区東西線、中央幹線、一区中央幹線、コンテナ幹線、コンテナ支線 1 号線～4 号線、公園線、水路北線、水路北岸線、水路南岸支線 1 号線～3 号線、水路南岸線、ターミナ	

ル北線、ターミナル西線、ターミナル中線、ターミナル東線、ターミナル東西線、柴谷平野線、一区東岸線、一区南北線、一区中央線、一区東西線、一区ヤード西線、南港東1号線、南港東2号線、4住区西線、1住区北線、1住区西線、南港東8号線、ターミナル南線、大和川北岸線、ターミナル東支線、中央幹線（ロータリー）、2住区南緑道、平林1号線～13号線、加島1号線、加島2号線、大阪製鉄南側、舞洲1号線～4号線、舞洲6号線～7号線、舞洲9号線～11号線、舞洲13号線～18号線、舞洲28号線～29号線、夢洲中央幹線、夢洲コンテナターミナル線、夢洲コンテナ支線1号線、夢洲コンテナ支線2号線、内貿西支線4号線、夢洲1号線～5号線

・臨港緑地

常吉臨港緑地	此花区常吉2丁目
常吉西臨港緑地	此花区常吉2丁目
此花西部臨港緑地	此花区桜島1丁目及び北港1丁目
桜島臨港緑地	此花区桜島3丁目
舞洲緑道	此花区北港緑地2丁目
舞洲緑地	此花区北港緑地2丁目
新夕陽ヶ丘	此花区北港緑地2丁目
コスモスクエア海浜緑地	住之江区南港北1丁目及び南港北2丁目
野鳥園臨港緑地	住之江区南港北3丁目
野鳥園前緑地	住之江区南港北3丁目
南港緑地	住之江区南港東4丁目～南港北2丁目
見本市遊歩道	住之江区南港北1丁目
港大橋臨港緑地	住之江区南港東9丁目
周辺緑道	住之江区南港中4丁目及び南港中5丁目
川のある緑道	住之江区南港中2・4・5丁目
プラザ	住之江区南港中3丁目
管理センター前プラザ	住之江区南港中2丁目
南港大橋北西詰緑地	住之江区南港中1丁目
ガラテ緑地	住之江区南港南2丁目
フェリー前臨港緑地	住之江区南港南2丁目
中央幹線西側緑地	住之江区南港南2丁目
南港住宅前北側緑地	住之江区南港東1丁目
南港口緑地	住之江区南港東1丁目
南港南臨港緑地	住之江区南港南2丁目
かもめ臨港緑地	住之江区南港南3丁目
中央突堤臨港緑地	港区海岸通1・2丁目
第1・2突堤北臨港緑地	港区海岸通3丁目
第1・2突堤中臨港緑地	港区海岸通3丁目
第1・2突堤南臨港緑地	港区海岸通3丁目
鶴浜緑地	大正区鶴町3丁目

海岸名	番号	施設名称
港区本土	A-1	安治川左岸（環状線附近）
港区本土	A-2	安治川左岸（環状線附近～弁天六丁目）
港区本土	A-3	安治川左岸（弁天六丁目）
港区本土	A-4	安治川左岸（弁天六丁目）
港区本土	A-5	安治川左岸（安治川突堤北岸）
港区本土	A-6	安治川左岸（安治川突堤北岸）
港区本土	A-7	安治川左岸（安治川突堤北岸）
港区本土	A-8	安治川左岸（安治川突堤北岸～先端）
港区本土	A-9	安治川左岸（安治川突堤先端～南岸）
港区本土	A-10	安治川左岸（安治川突堤南岸基部）
港区本土	A-11	安治川左岸（安治川第2号岸壁東側）
港区本土	A-12	安治川左岸（安治川第2号岸壁東側）
港区本土	A-13	安治川左岸（安治川第2号岸壁）
港区本土	A-14	安治川左岸（安治川第3号岸壁）
港区本土	A-15	安治川左岸（安治川第3号岸壁）
港区本土	A-16-①	安治川左岸（大阪港サイロ岸壁）
港区本土	A-16-②	安治川左岸（大阪港サイロ岸壁）
港区本土	A-17	安治川左岸（大阪港サイロ岸壁西側）
港区本土	A-18	安治川左岸（安治川第1号岸壁上流物揚場）
港区本土	A-19	安治川左岸（安治川第1号岸壁）
港区本土	A-20	安治川左岸（安治川第1号岸壁～第1号岸壁西側）
港区本土	A-21	安治川左岸（第1号岸壁西側）

港区本土	A-22	安治川左岸（第4号はしげさん橋基部）
港区本土	A-23	安治川左岸（千舟橋北側）
港区本土	A-24	天保山運河（千舟橋～静波橋）
港区本土	A-25	天保山運河（静波橋南側）
港区本土	A-26	天保山運河（浮島橋東側基部）
港区本土	A-27	天保山運河（天保山運河東側）
港区本土	A-28	三十間堀川右岸（八幡屋四丁目）
港区本土	A-29	三十間堀川右岸（八幡屋四丁目～八幡屋三丁目）
港区本土	A-30	三十間堀川右岸（八幡屋三丁目～池島二丁目）
港区本土	A-31	三十間堀川右岸（池島二丁目～福崎一丁目）
港区本土	A-32	三十間堀川右岸（福崎一丁目～鈴橋）
港区本土	A-33	尻無川右岸（鈴橋～尻無川水門）
港区本土	A-34	尻無川右岸（尻無川水門附近）
港区本土	A-35	尻無川右岸（尻無川水門東側～環状線西側）
港区本土	A-36	尻無川右岸（環状線西側）
港区本土	B-1	三十間堀川左岸（鈴橋～福栄橋西側）
港区本土	B-2	三十間堀川左岸（福栄橋南側～福崎二丁目）
港区本土	B-3	三十間堀川左岸（福崎二丁目）
港区本土	B-4	三十間堀川左岸（福崎二丁目）
港区本土	B-4	三十間堀川左岸（福崎二丁目）
港区本土	B-5	三十間堀川左岸（福崎二丁目）
港区本土	B-6	天保山運河（新福崎橋北側）
港区本土	B-7	天保山運河（新福崎橋南側）
港区本土	B-8	天保山運河（新福崎橋南側～協鉄輸送岸壁）
港区本土	B-9	尻無川右岸（協鉄輸送岸壁）
港区本土	B-10	尻無川右岸（協鉄輸送岸壁～鈴橋）

港区埠頭	C-1	天保山運河西岸（難波津橋～千舟橋）
港区埠頭	C-2	安治川左岸（千舟橋～天保山公園南側）
港区埠頭	C-3	安治川左岸（天保山公園）
港区埠頭	C-4	安治川左岸（天保山公園）
港区埠頭	C-5	安治川左岸（天保山公園）
港区埠頭	C-6	安治川左岸（天保山岸壁）
港区埠頭	C-7	安治川左岸（天保山岸壁）
港区埠頭	C-8	海岸通（天保山岸壁～中央突堤北岸基部）
港区埠頭	C-9	中央突堤（北岸基部）
港区埠頭	C-10	中央突堤（北岸基部～港大通り）
港区埠頭	C-11	中央突堤（港大通り～南岸基部）
港区埠頭	C-12	中央突堤（南岸基部）
港区埠頭	C-13	海岸通（中央3号上屋前）
港区埠頭	C-14	海岸通（中央2号、1号上屋前）
港区埠頭	C-15	海岸通（中央1号上屋～第1号岸壁）
港区埠頭	C-16	海岸通（第1号岸壁）
港区埠頭	C-17	海岸通（第1号岸壁～難波津橋）
港区埠頭	C-18	天保山運河西岸（難波津橋～浮島橋）
港区埠頭	C-19	天保山運河西岸（浮島橋～日和橋東側）
港区埠頭	C-20	天保山運河西岸（浮島橋～日和橋）
港区埠頭	C-21	海岸通三丁目（日和橋～第5号岸壁東側）
港区埠頭	C-22	海岸通三丁目（第5号岸壁）
港区埠頭	C-23	海岸通三丁目（第3号岸壁）
港区埠頭	C-24	海岸通三丁目（旧第2突堤北側）
港区埠頭	C-25	海岸通三丁目（旧第1突堤基部）
港区埠頭	C-26	海岸通三丁目（旧第1突堤基部～難波津橋）

港区埠頭	C-27	天保山運河西岸（日和橋～新福崎橋）
港区埠頭	C-28	天保山運河西岸（新福崎橋南側）
港区埠頭	C-29	天保山運河西岸（新福崎橋南側～第 8 号岸壁東側）
港区埠頭	C-30	海岸通四丁目（第 8 号岸壁）
港区埠頭	C-31	海岸通四丁目（第 8 号岸壁西側～第 3 突堤基部）
港区埠頭	C-32	海岸通四丁目（第 3 突堤基部～日和橋）
大正区本土	D-1	尻無川左岸（尻無川水門～尻無川はしけさん橋）
大正区本土	D-2	尻無川左岸（尻無川はしけさん橋～第 10 号岸壁）
大正区本土	D-3	尻無川左岸（第 10 号岸壁）
大正区本土	D-4	尻無川左岸（第 10 号岸壁）
大正区本土	D-5	尻無川左岸（第 10 号岸壁）
大正区本土	D-6	大正内港（突堤先端）
大正区本土	D-7-①	大正内港（第 11 号岸壁）
大正区本土	D-7-②	大正内港（第 11 号岸壁東側）
大正区本土	D-8	大正内港（大正内港はしけさん橋北側）
大正区本土	D-9	大正内港（大正内港はしけさん橋基部）
大正区本土	D-10	大正内港（大正内港はしけさん橋南側）
大正区本土	D-11	大正内港（大正一突北岸壁）
大正区本土	D-12	大正内港（大正一突西岸壁～大正一突南岸壁）
大正区本土	D-13	大正内港（大正一突基部～大正二突基部）
大正区本土	D-14	大正内港（大正二突北岸）
大正区本土	D-15	大正内港（大正二突西岸～大正二突基部）
大正区本土	D-16	大正内港（大正二突基部）
大正区本土	D-17	大正内港（大正二突基部）
大正区本土	D-18	大正内港（南恩加島六丁目）
大正区本土	D-19	大正内港（南恩加島六丁目）

大正区本土	D-20	大正内港（大運橋北側）
大正区本土	D-21	木津川運河東岸（大運橋～久保田鉄工）
大正区本土	D-22	木津川運河北岸（久保田鉄工）
大正区本土	D-23	木津川運河北岸（久保田鉄工～大阪セメント）
大正区本土	D-24	木津川運河北岸（大阪セメント）
大正区本土	D-25	木津川運河北岸（大阪セメント～大船橋）
大正区本土	D-26	木津川運河北岸（大船橋～三星海運）
大正区本土	D-27	木津川右岸（三星海運～千本松渡）
大正区本土	D-28	木津川右岸（千本松渡～環境事業局）
大正区本土	D-29	木津川右岸（環境事業局～大阪製鉄）
大正区本土	D-30	木津川右岸（大阪製鉄）
大正区本土	D-31	木津川右岸（近畿輸送）
大正区本土	D-32	木津川右岸（日本製粉～共栄鋼業）
大正区本土	D-33	木津川右岸（共栄鋼業）
大正区本土	D-34	木津川右岸（西大阪日酸）
大正区本土	D-35	木津川右岸（落合下ノ渡下流）
大正区本土	D-36	木津川右岸（落合下ノ渡～落合上ノ渡）
大正区鶴町	E-1	鶴町四丁目（大阪造船）
大正区鶴町	E-2	鶴町四丁目（日本大洋海底電線）
大正区鶴町	E-3	鶴町四丁目（近江産業）
大正区鶴町	E-4	鶴町三、四丁目（三和商会）
大正区鶴町	E-5	鶴町三丁目（東洋造船）
大正区鶴町	E-6	鶴町三丁目（東洋造船）
大正区鶴町	E-7	鶴町二、三丁目（中山製鋼所～鶴浜小学校）
大正区鶴町	E-8	鶴町二丁目（鶴浜小学校～機械工場）
大正区鶴町	E-8	鶴町二丁目（鶴浜小学校～機械工場）

大正区鶴町	E-9	鶴町二丁目（機械工場）
大正区鶴町	E-10	木津川運河北岸（機械工場）
大正区鶴町	E-11	木津川運河北岸（機械工場～船町渡）
大正区鶴町	E-12	木津川運河北岸（船町渡～藤原運輸）
大正区鶴町	E-13	木津川運河北岸（藤原運輸～大運橋）
大正区鶴町	E-14	福町入堀西側（大運橋～臨港製鉄）
大正区鶴町	E-15	福町入堀西側（臨港製鉄～南福橋）
大正区鶴町	E-16	福町入堀西岸（南福橋～三和鉄工）
大正区鶴町	E-17	福町入堀西岸（三和鉄工～西福橋）
大正区鶴町	E-18	福町入堀西岸（西福橋～松尾橋梁）
大正区鶴町	E-19	福町入堀西岸（松尾橋梁～千歳渡）
大正区鶴町	E-20	大正内港（千歳渡）
大正区鶴町	E-21	大正内港（大阪造船所）
大正区鶴町	E-22	大正内港（大阪造船所）
大正区鶴町	E-23	鶴町五丁目（西福橋～高田鋼材）
大正区鶴町	E-23	鶴町五丁目（高圧化学～南福橋）
大正区鶴町	E-23	鶴町五丁目（南福橋～三和鉄工）
大正区鶴町	E-24	鶴町五丁目（三洋造船）
大正区鶴町	E-25	鶴町五丁目（三和鉄工～西福橋）
大正区船町	F-1	木津川運河南岸（船町渡～日立造船）
大正区船町	F-2	木津川運河南岸（日立造船）
大正区船町	F-3	船町西岸（日立造船）
大正区船町	F-4	船町西岸（日立造船）
大正区船町	F-5	船町西岸（中山製鋼）
大正区船町	F-6	船町西岸（中山製鋼）
大正区船町	F-7	木津川右岸（中山製鋼）

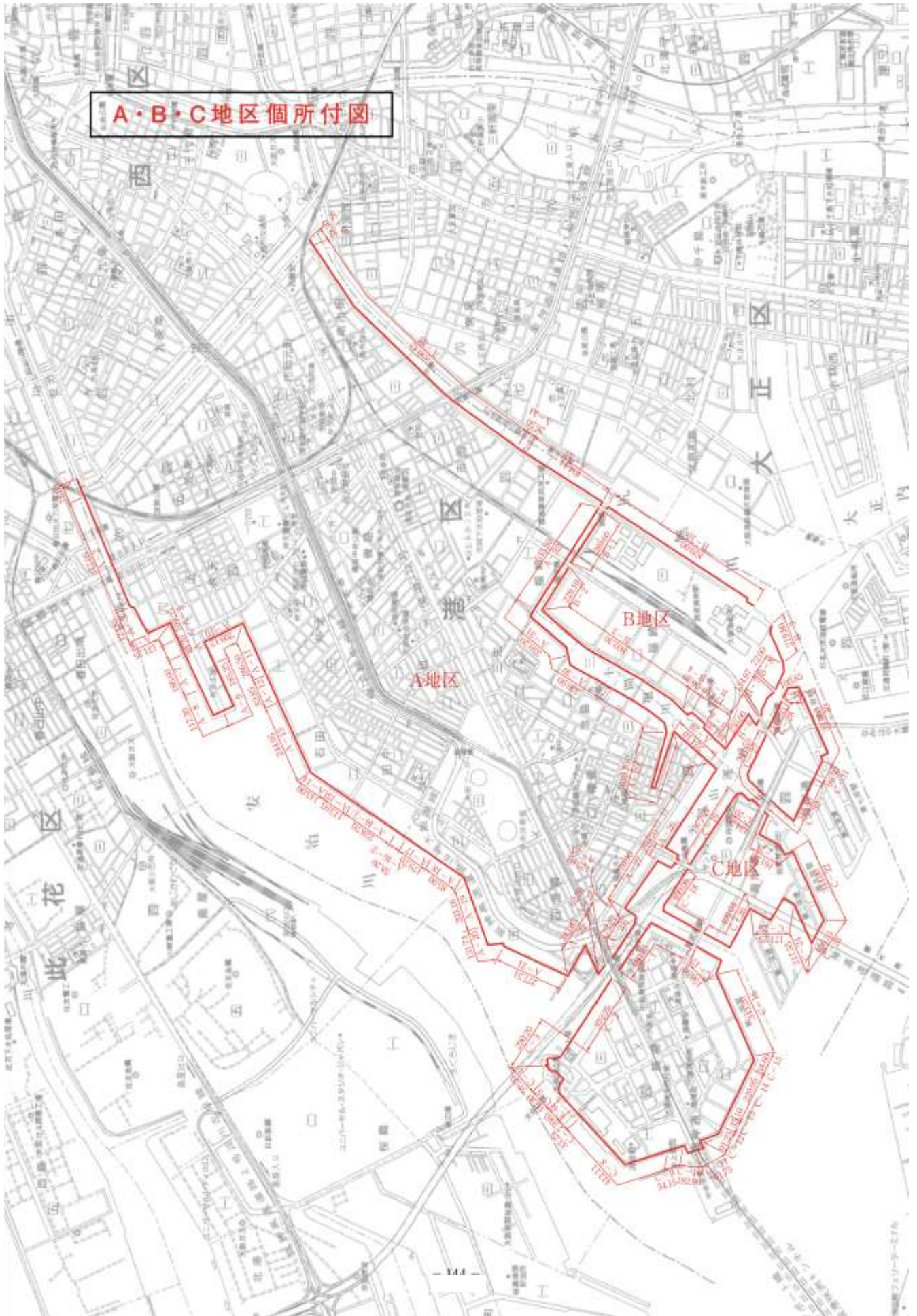
大正区船町	F-8	木津川右岸（中山製鋼）
大正区船町	F-9	木津川右岸（中山製鋼）
大正区船町	F-10	木津川右岸（中山製鋼～木津川渡）
大正区船町	F-11	木津川右岸（木津川渡～徳山曹達）
大正区船町	F-12	木津川右岸（中山製鋼）
大正区船町	F-13	木津川右岸（大船橋～中山製鋼）
大正区船町	F-14	木津川運河南岸（中山製鋼～大船橋）
大正区船町	F-15	木津川運河南岸（大船橋～三菱瓦斯化学）
大正区船町	F-16	木津川運河南岸（三菱瓦斯化学）
大正区船町	F-17	木津川運河南岸（帝国化工～船本渡）
此花区本土	G-1	北港本町北岸（正蓮寺川沿）
此花区本土	G-2	北港本町西岸
此花区本土	G-3	北港本町西岸
此花区本土	G-4	北港入堀北岸（北港第 1, 2 号岸壁）
此花区本土	G-5	北港入堀北岸（京阪煉炭～下水抽水場）
此花区本土	G-6	北港入堀東岸
此花区本土	G-7	北港入堀東岸
此花区本土	G-8	北港入堀東岸
此花区本土	G-9	北港入堀東岸
此花区本土	G-10	北港入堀南岸
此花区本土	G-11	北港入堀南岸
此花区本土	G-12	北港入堀南岸
此花区本土	G-13	梅町二丁目西岸
此花区本土	G-14	梅町二丁目西岸
此花区本土	G-15	梅町二丁目西岸
此花区本土	G-16	梅町二丁目西岸

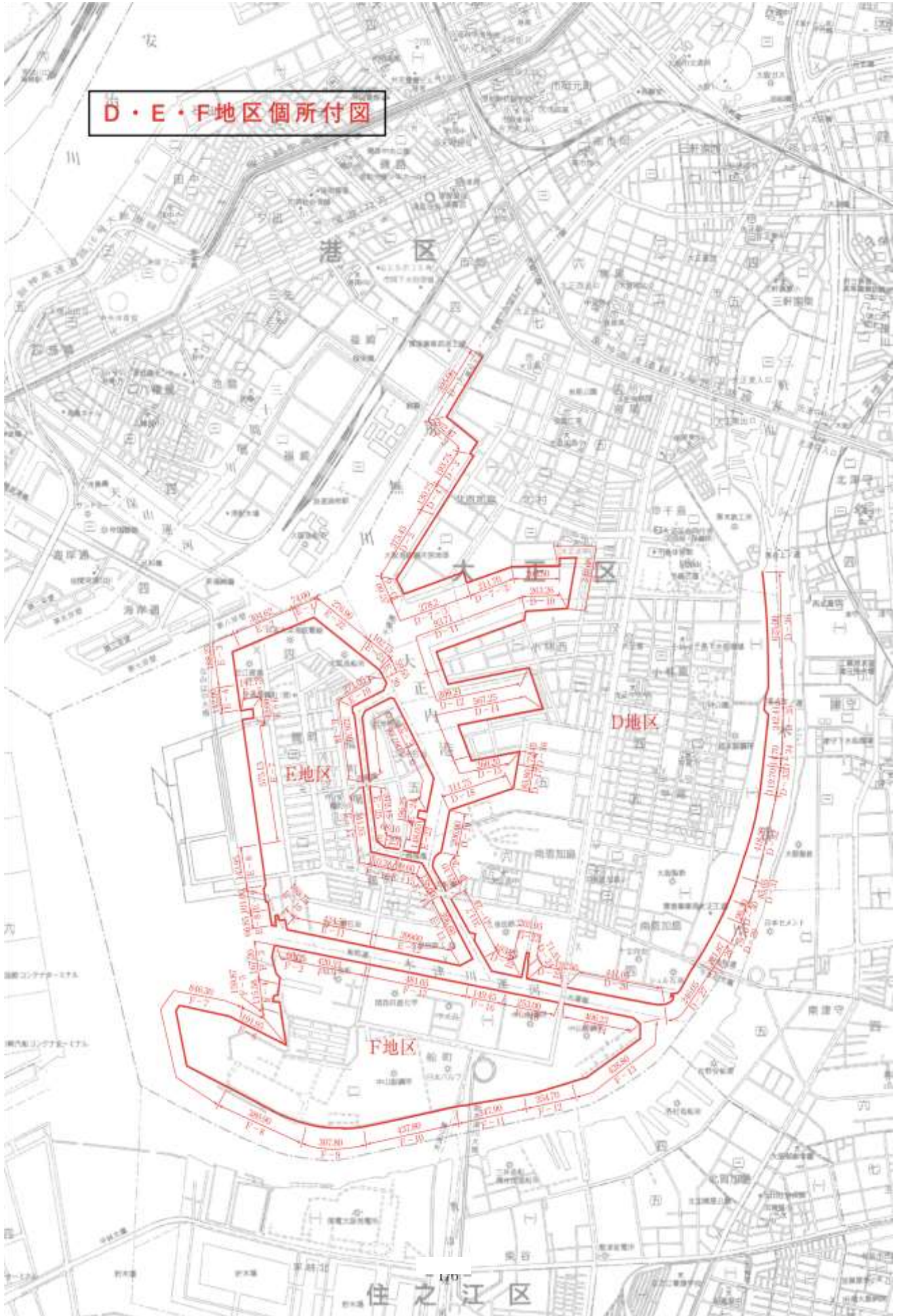
此花区本土	G-17	梅町二丁目先端
此花区本土	G-18	梅町ドック西岸
此花区本土	G-19	梅町ドック西岸
此花区本土	G-20	梅町ドック北岸
此花区本土	G-21	梅町ドック北岸
此花区本土	G-22	梅町ドック東岸
此花区本土	G-23	梅町ドック東岸
此花区本土	G-24	梅町ドック東岸・先端
此花区本土	G-25	安治川右岸（梅町岸壁）
此花区本土	G-26	安治川右岸（桜島岸壁）
此花区本土	G-27	安治川右岸（桜島岸壁）
此花区本土	G-28	安治川右岸（天保山渡）
此花区本土	G-29	桜島入堀西岸
此花区本土	G-30	桜島入堀西岸
此花区常吉	G-31	常吉二丁目（正蓮寺川沿）
此花区常吉	G-32	常吉一丁目（正蓮寺川沿）
此花区常吉	G-33	西島五丁目（正蓮寺川沿）
此花区常吉	G-34	常吉二丁目（正蓮寺川沿）
此花区常吉	G-35	常吉二丁目（北港ヨットハーバー）
住之江区平林	H-1	大和川右岸（大和川沿）
住之江区平林	H-2	大和川右岸（取付部）
住之江区平林	H-2	大和川右岸（取付部）
住之江区平林	H-3	平林南西岸（第6貯木場）
住之江区平林	H-4	住吉川左岸（第6貯木場～第2貯木場）
住之江区平林	H-5	住吉川左岸（第2貯木場～正平橋）
住之江区平林	H-6	住吉川左岸（正平橋）

住之江区平林	H-7	住吉川左岸（正平橋～木津川渡上流）
住之江区平林	H-8	住吉川左岸（木材会館、千島鑄工）
住之江区平林	H-8	住吉川左岸（木材会館、千島鑄工）
住之江区平林	H-9	木津川左岸（木津川渡）
住之江区平林	H-10	木津川左岸（関西電力火力発電所）
住之江区平林	H-11	木津川左岸（関西電力揚炭さん橋）
住之江区平林	H-12	木津川左岸（関西電力放水口）
住之江区平林	H-13	木津川左岸（関西電力重油岸壁）
住之江区平林	H-14	木津川左岸（日本鋼管前）
住之江区平林	H-15	木津川左岸（日本鋼管～木材整理場）
住之江区平林	H-16	平林北西岸（木材整理場～第5貯木場）
住之江区平林	H-17	平林北西岸（第5貯木場～正平橋）

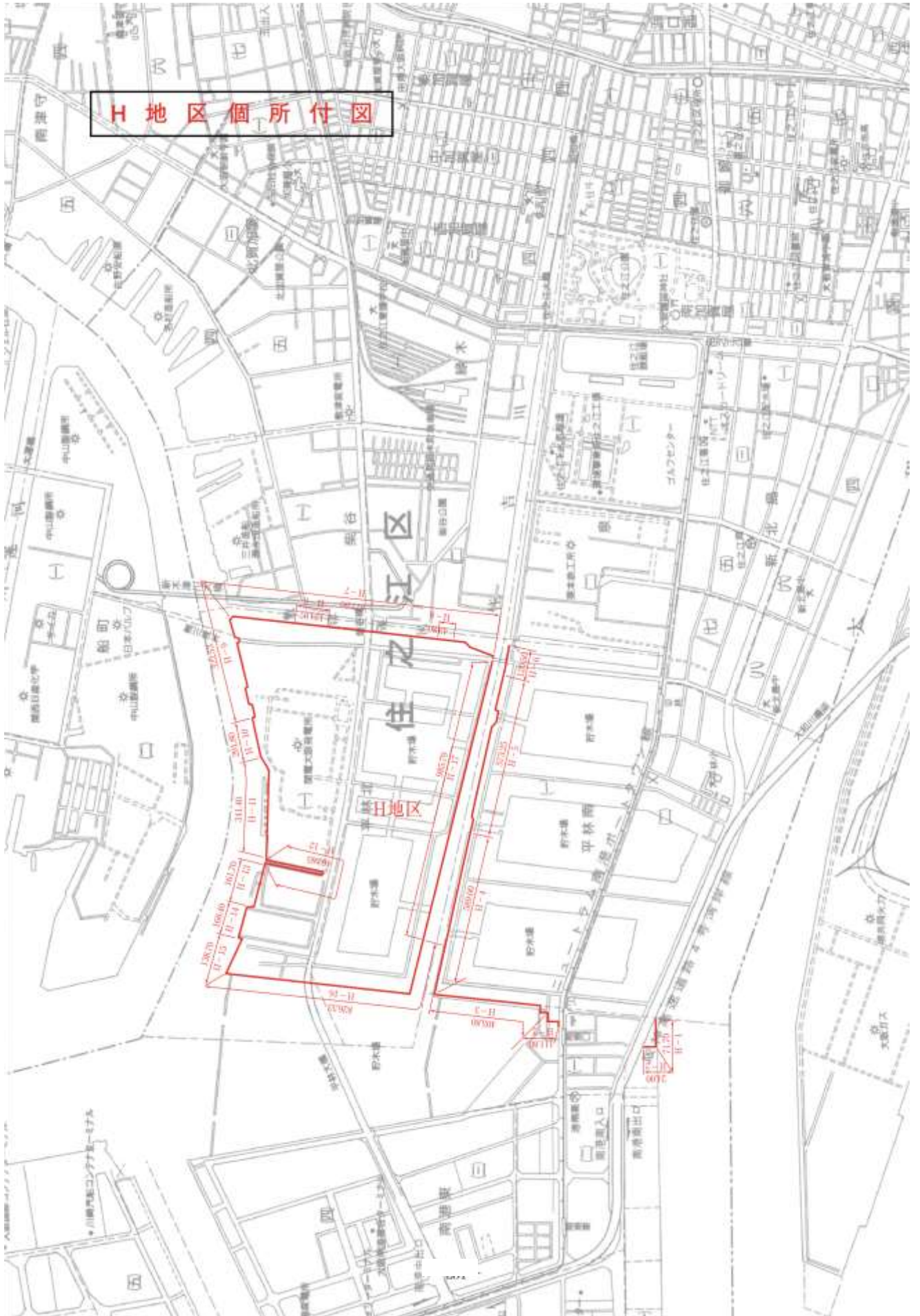
防潮堤築造個所全体平面図











H地区個所付図

令和 年 月 日

(提出先)
大 阪 市 長 様

所在地
法人名
代表者職氏名

印

提案型ネーミングライツ事前相談申込書

提案型ネーミングライツの応募を検討するため、事前相談を申し込みます。

施 設 名	
愛 称 案	
標 示 方 法	
金 額	命名権料 年額 円 (消費税含む)
	役務提供等 年額 円 (消費税含む) ※ 命名権料の拠出ではなく、施設運営等に係る役務の提供等を希望する場合、その内容と役務等を金銭に換算したときの相当金額を記載してください。
ネーミングライツ期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日 (年間)
対象施設の選定理由、 応募の趣旨等	

〈事務担当者及び連絡先〉

所 属 ・ 氏 名	〈所在地〉
連 絡 先	〈電話番号〉
	〈FAX 番号〉
	〈携帯電話番号〉
	〈メールアドレス〉

令和 年 月 日

(提出先)
大阪市長様

所在地
法人名
代表者職氏名
印

提案型ネーミングライツパートナー応募申込書

提案型ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、ネーミングライツパートナーに応募します。

施設名	
愛称案	
表示方法	
金額	命名権料 年額 円(消費税含む)
	役務提供等 年額 円(消費税含む) ※ 命名権料の拠出ではなく、施設運営等に係る役務の提供等を希望する場合、その内容と役務等を金銭に換算したときの相当金額を記載してください。
ネーミングライツ期間	令和 年 月 日から 年間

1 応募の趣意

--

2 パートナーメリットの提案（提案がある場合にご記入ください。）

--

3 市民サービス向上・地域の活性化等に係る提案（評価の対象となりますので、ぜひご提案ください。）

--

〈事務担当者及び連絡先〉

所属・氏名	
連絡先	〈所在地〉
	〈電話番号〉
	〈FAX 番号〉
	〈携帯電話番号〉
	〈メールアドレス〉